

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年10月21日(水)午後3時から午後4時35分まで

2 開催場所 匝瑳市役所議会棟第2委員会室

3 出席委員(22名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
8番	郡司武幸	委員	9番	今井睦子	委員
10番	石田利之	委員	11番	大木丈雄	委員
12番	伊藤栄治	委員	13番	椎名正和	委員
14番	山崎幸治	委員	15番	伊藤喜信	委員
16番	久古浩二	委員	17番	大木寛	委員
18番	渡邊弘仁	委員	19番	熱田幸子	委員
20番	川口京子	委員	21番	太田忠治	委員
22番	菱木信治	委員	23番	大木一夫	委員

4 欠席委員(1名)

7番 石毛甲子男 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 17件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
7件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について  
1件

議案第4号 平成27年度第4次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 4件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

職員1名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成27年10月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は23名中22名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、8番郡司武幸委員、9番今井睦子委員を指名  
いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 　次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番  
号11番から14番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可  
申請に係る意見決定について」の番号3番から5番までについては、関連  
する案件のため他の案件とは別に審議・採決したいと存じますがこれにご  
異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議ないものと認め、採決に入ります。議案第1号、番号11番から  
14番まで及び議案第2号、番号3番から5番までについては、関連する  
案件のため他の案件とは別に審議・採決することに賛成の委員の挙手を求  
めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。  
よって本案件は、他の案件とは別に審議・採決することに決しました。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
なお、本議案中、番号11番から14番までを除いて、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の番号2番から10番までと15番から17番までは所有権移転に関する件、番号1番は賃借権に関する件であります。

**【議案第1号、番号11番から14番までを除き、議案書を基に朗読】**

番号11番から14番までを除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

22番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

18番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており労働力からみても  
問題ないと思われ  
ます。

9番 番号3番と4番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農  
地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ない  
と思われ  
ます。

番号5番と6番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農  
地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ない  
と思われ  
ます。

番号7番と8番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農  
地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ない  
と思われ  
ます。

番号9番と10番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農  
地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ない  
と思われ  
ます。

1 2 番 番号 1 5 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
れます。

2 0 番 番号 1 6 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
れます。

4 番 番号 1 7 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ  
れます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 1 1 番  
から 1 4 番までを除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申  
請について」番号 1 1 番から 1 4 番までを除き採決に入ります。原案のと  
おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。

なお、本議案には、熱田幸子委員が関係する事案が含まれておりますの  
で、農業委員会等に関する法律第 2 4 条の規定に基づく、議事参与の制限  
により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に番号 7 番につい  
て、事務局から議案の説明をお願いします。

熱田委員は退席をお願いします。

(熱田委員退席)

**【議案第 2 号、番号 7 番を議案書を基に朗読】**

事務局 番号7番は、農業施設用駐車場用地として、畑3,500㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8番 番号7番について、隣接する農業施設の駐車場として利用するもので、申請人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。また、周辺農地への影響もないと思ひます。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号7番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 熱田幸子委員が着席されましたので、引き続き議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。番号3番から5番までを除き、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号3番から5番までを除き、議案書を基に朗読】**

番号1番は、店舗用地として畑計319㎡を譲り受け、計画するもので

す。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、駐車場用地として畑365㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、駐車場用地として現況畑1,031㎡の内356.92㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 　番号1番について、畑計319㎡を譲り受け、店舗を計画するものです。申請地は宅地整理事業により造成された区域にあり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、畑365㎡を譲り受け、番号1番の店舗の駐車場を計画するものです。申請地は宅地整理事業により造成された区域にあり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号6番について、現況畑1,031㎡の内356.92㎡を借り受け、譲受人が経営している会社の従業員用駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番から5番までと7番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番から5番までと7番を除き、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号11番から14番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番から5番までについてを、議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号と議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第1号、番号11番から14番までと議案第2号、番号3番から5番までを議案書を基に朗読】

議案第1号、番号11番から14番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議案第2号、番号3番は営農型太陽光発電設備用地として畑697㎡の内2.20㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第2号、番号4番は営農型太陽光発電設備用地として畑469㎡の内1.65㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議案第2号、番号5番は営農型太陽光発電設備用地として畑411㎡の内0.10㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 議案第1号、番号11番と12番までは、営農型太陽光発電事業用農地の空中利用権を設定するもので、事業計画から、下部の営農に問題はないと思います。

議案第1号、番号13番は、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思います。

議案第1号、番号14番は、営農型太陽光発電事業用の電線を埋設するため地役権を設定するもので、事業計画から、営農に問題はないと思います。

議案第2号、番号3番から5番までは、営農型太陽光発電施設を設置す

るもので、事業計画から、下部の営農に問題はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号11番から14番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番から5番までについて、質疑を打ち切ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号11番から14番まで及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番から5番までについて、採決に入ります。原案のとおり決すると共に、議案第1号の番号11番から14番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番については、田3筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、22番菱木信治委員を選出したいと考えますが、御意見はございませんか。

(意見なし)

議 長 議案第 3 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 3 号「農地のあっせん申し出に係るあっ  
せん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号 1 番のあっせん委員に 1 1 番大木丈雄委員、2 2 番菱  
木信治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第 4 号「平成 2 7 年度第 4 次農用地利用集積計画(案)につい  
て」を議題といたします。本案につきましては、去る 1 9 日農地銀行運営  
委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き、事務局から  
説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 4 号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進  
法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第 4 号「平成 2 7 年度第 4 次農用地利用集積計

画(案)について」 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「平成27年度第4次農用地利用集積計画(案)について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について4件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 17件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第4号 平成27年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 4件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年10月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。